

# 関東学院大学競争的資金等の運営・管理に関する規程

(2015年2月19日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(2007年2月15日文科科学大臣決定)に基づき、関東学院大学(以下「本学」という。)における競争的資金等の適正な運営及び管理に関し、必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 競争的資金等の運営及び管理については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 競争的資金等 文部科学省又は同省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。
- (2) 構成員 本学に所属する教員、助手、事務職員及びその他関連する者をいう。
- (3) 不正 故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。
- (4) コンプライアンス教育 不正を事前に防止するために、本学が構成員に対し、競争的資金等の使用ルール及びそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させるために行う教育をいう。

(不正防止の責任体系)

第4条 本学は、競争的資金等を適正に運営及び管理するために、次の各号に掲げる責任者を大学及び各部局に置く。

- (1) 最高管理責任者は、競争的資金等の適正な運営及び管理について、大学全体を統括する権限を有するとともに最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の適正な運営及び管理について大学全体を統括する実質的な権限と責任を有し、学長が指名する副学長をもって充てる。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、当該部局における競争的資金等の適正な運営及び管理について統括する実質的な権限と責任を有し、各学部長、法務研究科長及び総合研究推進機構担当部長、その他各附属機関の長をもって充てる。
- (4) コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者を補佐し、当該部局における競争的資金等の適正な運営及び管理について実質的な権限と責任を有し、学科長・学系長・科目主任、実務法学専攻主任をもって充てる。

2 前項の規定による本学の研究費の不正防止に関する責任体系は、別表のとおりとする。

3 第1項に規定する責任者がその責任を果たさず、結果的に不正を招来した場合には、関東学院大学就業規則6・2及び関東学院懲戒処分基準内規第4条に定める懲戒の対象とする。

(最高管理責任者の役割)

第5条 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を周知するとともに、これを実施するために必要な措置を講ずるものとする。

2 最高管理責任者は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者が競争的資金等を適正に運営及び管理できるよう適切にリーダーシップを発揮し、競争的資金等の不正使用が行われる可能性に留意しつつ、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図るものとする。

(統括管理責任者の役割)

第6条 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括し、この規程に基づき不正防止計画等を策定・実施し、その実施状況を確認するとともに、これを最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者の役割)

第7条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 当該部局において、不正防止計画等を実施し、その実施状況を確認するとともに、これを統括管理責任者に報告すること。
- (2) 不正防止を図るため、当該部局内の競争的資金等の運営及び管理に関わる構成員に対して、コンプライアンス教育を実施し、その受講状況及び理解度について管理・監督すること。
- (3) 当該部局において、構成員が適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタ

リングし、必要に応じて改善を指導すること。

(コンプライアンス推進副責任者の役割)

第8条 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示の下、連携協力して前条各号に定める業務を行う。この場合において、同条第1号中「統括管理責任者」とあるのは、「コンプライアンス推進責任者」と読み替えるものとする。

(ルール of 明確化・統一化)

第9条 競争的資金等の事務処理手続に係るルールについては、ルールと運用の実態に留意しつつ、明確かつ統一的な運用を図るものとし、必要に応じて内容の見直しを行う。

(職務権限の明確化)

第10条 職務権限の明確化を図るため、競争的資金等の事務処理に係る責任者及び構成員の職務権限並びに職務権限に応じた決裁区分を定める。

(コンプライアンス教育等)

第11条 最高管理責任者は、競争的資金等の運営及び管理に関わる構成員の意識向上を図るため、関東学院大学研究倫理委員会(以下「研究倫理委員会」という。)と連携を図りつつ、コンプライアンス教育を実施する。

2 前項のコンプライアンス教育の実施に際しては、受講対象者の受講状況並びに競争的資金等の使用ルール及びそれに伴う責任等に対する理解度を把握し、その結果について問題があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。

3 競争的資金等の運営及び管理に関わる構成員は、原則として、コンプライアンス教育に係る研修会に参加するものとする。

4 競争的資金等の運営及び管理に関わる構成員は、所定の誓約書を学長に提出しなければならない。

5 前項の誓約書を提出しない場合は、競争的資金等の申請又は競争的資金等の運営及び管理に関わることができないものとする。

(行動規範の策定)

第12条 本学は、競争的資金等の運営及び管理に関わる構成員の行動規範を策定する。

(不正に係る調査体制及び手続)

第13条 通報窓口、告発の取扱い、研究倫理調査委員会の設置及び調査、不正の認定その他の不正に係る調査体制及び手続については、関東学院大学研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程の定めるところによる。

(不正防止計画の策定)

第14条 本学は、競争的資金等の不正な使用を防止するため、不正防止計画を策定する。

2 前項の不正防止計画は、定期的に内容の見直しを行う。

(不正防止計画推進部署の設置等)

第15条 最高管理責任者の下に、大学全体の見地から不正防止計画の推進を担当する部署(以下「不正防止計画推進部署」という。)を設置し、研究推進課をもって充てる。

2 不正防止計画推進部署は、不正防止計画等を策定・実施するとともに、その実施状況について確認し、必要に応じて是正の指示等を行う。

3 各部署は、競争的資金等の不正な使用を防止するため、不正防止計画推進部署と連携協力し主体的に不正防止計画を実施する。

(競争的資金等の管理及び執行)

第16条 競争的資金等の管理及び執行は、この規程に定めるもののほか、本学競争的資金等に係る執行マニュアル(以下「マニュアル」という。)、関東学院経常部予算執行マニュアル及び関東学院の経理関係規程に基づき行う。

(発注及び検収業務等)

第17条 次の各号に掲げる業務は、原則として事務局においてこれを行う。

(1) 物品等の発注

(2) 物品等の検収

(3) 非常勤雇用者の雇用管理

2 前条の規定にかかわらず、研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、物品等の発注において1個、1組又は1件の発注金額が10万円未満の場合にあっては、研究者自らが発注することを認めることができる。この場合において、研究者は、発注先選定の公平性、発注金額の適正性等に留意するものとする。

3 物品等の検収において、特殊な役務(データベース、プログラム、デジタルコンテンツの開発・

作成、機器の保守・点検等をいう。) に対する検収については、実効性のある明確なルールを定めた上でこれを行う。

(換金性の高い物品の管理)

第18条 消耗品のうち換金性の高い物品については、所定の台帳に記録する等その所在が分かるよう適切に管理する。

(出張計画の把握・確認)

第19条 研究者の出張計画については、その実行状況等を事務局で把握・確認できる体制を確保する。

(取引業者への対応)

第20条 不正な取引に関与した業者に対しては、学校法人関東学院資産調達規程第7条に基づき、取引停止等の措置を講ずる。

2 競争的資金等の不正な使用を防止するため、一定の取引実績を有する取引業者に対しては、所定の誓約書の提出を求める。

(相談窓口)

第21条 本学に、競争的資金等に係る使用ルール及び事務処理手続等について、大学内外からの相談を受け付けるための窓口を置く。

2 前項の相談窓口は、研究推進課とする。

(基本方針等の公表)

第22条 本学は、競争的資金等の不正防止対策の基本方針、行動規範、不正防止計画、マニュアル、相談窓口、通報窓口及び研究倫理関係規程等をホームページ等で公表する。

(内部監査)

第23条 内部監査室は、競争的資金等を適正に運営及び管理するため、不正防止計画推進部署と連携を図りつつ関東学院公的研究費内部監査取扱内規に基づき、公的研究費に対する監査を実施する。

(規程の改廃)

第24条 この規程の改廃は、研究倫理委員会及び学部長会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2015年2月19日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月14日から改正施行する。

附 則

この規程は、2017年2月23日に改正し、2017年4月1日から施行する。